

政府業務継続計画（首都直下地震対策）の概要

○位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として作成（平成26年3月28日閣議決定）

○構成

第1章 総則 ⇒ 本計画の基本的な事項

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

(1) 首都直下地震発生時における対応

⇒ 発災後における政府の初動体制の確立、非常時優先業務の実施等

(2) 政府の業務継続への備え

⇒ 政府の業務継続のための事前の準備

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

⇒ 代替拠点の取扱い

第1章 総則

○目的

- 本計画は、首都直下地震発生時における
 - 政府として業務を円滑に継続するための対応方針、
 - これに必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、
 - ① 首都中枢機能を維持し、
 - ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とする。



○各省庁の業務継続計画との関係

- 中央省庁は、本計画に基づき、業務継続計画を作成

○被害想定

- 首都直下地震対策検討WGが想定する震度分布や被害様相を念頭に、より過酷な被害様相を想定

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続
- ④ 主要道路の啓開には、1週間を要する。

なお、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となることも想定

第2章(1) 首都直下地震発生時における対応①



＜首都直下地震発生＞

迅速な初動体制の確立

- 各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに参集
- 初動体制を迅速に確立し、情報の収集・分析等を実施

対処基本方針の策定

- 災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を策定

非常時優先業務の実施

- 政府必須機能に該当する非常時優先業務を実施

情報の発信

- 国内外に向け、的確に情報発信

第2章（1） 首都直下地震発生時における対応②

【政府必須機能と非常時優先業務】

政府必須機能	発災直後～概ね3日目	概ね3日目～1週間
①内閣機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報の収集・分析、重要政策の方針決定、総合調整等を実施 ▶ 国内外に向け、情報を的確に発信 	
②被災地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生命・身体の安全確保を最優先 ○救助・救急、医療、消火活動、○緊急輸送活動、○避難者や帰宅困難者等の安全確保、○避難所への物資の供給確保 等 ▶ 被災地域の混乱の回避 ○遺体収容、○社会秩序維持、○ライフライン施設の応急復旧 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生活再建支援 ○広域避難の支援、○応急仮設住宅の建設支援 ▶ 被災地域の秩序の回復 ○被災地域全体の物資の供給確保、○保健衛生・防疫・遺体の埋火葬、○廃棄物処理、○教育機会の確保
③金融・経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融システムへの信頼を喪失しないよう、金融機能の安定を確保 ○金融決済の確保、○証券市場等の公正な取引の確保、○外為相場の安定 ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格高騰等の異常な事態に対処 ○買占め防止等による物価の安定、○電力供給の増強の要請、○重要物資の増産等の要請、○サプライチェーンの復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞の広域・長期化を回避する代替措置を支援 ○サプライチェーンの再構築の支援、○停滞している物流、商流の再編支援
④国民の生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域に災害対応要員が派遣される中で、被災地域外での業務体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスを維持 ○消防・救急体制の確保、○医療体制の確保、○気象予報、警報、○情報通信、放送の維持 等 	
⑤防衛、安全、秩序維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 秩序混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安悪化等のおそれがある中、我が国の安全保障の確保、国民の生命・身体・財産の保護 ○防衛・警備、○暴動等鎮圧・テロ防止、○犯罪捜査・逮捕・留置、○出入国管理 等 	
⑥外交処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時にも増して外国政府等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持、在外邦人の権利等を保護 ○外交政策の実施、○外国政府等との交渉・協力、○在外邦人の生命・身体等の保護、○旅券発給、査証 等 	



【概ね1週間以降】引き続き被災地の災害応急対策を実施。また、業務体制を回復させながら、通常業務を実施

(注)主に被災地域を対象とする業務については、②に記載している。

第2章（2） 政府の業務継続への備え

非常時優先業務

- 本計画の非常時優先業務等を各省庁の業務継続計画に定める。
- 厳しめの基準に基づく参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指す。

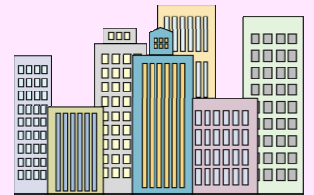
執行体制

- 社会全体の業務継続体制の構築
 - 内閣府及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
 - 各省庁は、地方公共団体、関係機関、民間事業者等との連携体制を構築
- 参集要員の確保等
 - 中央省庁の庁舎に参集できる職員数を調査
 - 交代要員等を勘案し、参集要員を確保
- 緊急的な権限委任の措置
- 職務代行者の選任



執務環境

- 庁舎の耐震安全化等
- 電力の確保
 - 非常用発電設備を設置し、燃料を1週間程度確保
- 通信・情報システムのバックアップの確保
- 物資の備蓄
 - 食料、飲料水、簡易トイレ等を参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分程度の備蓄
- 代替庁舎の確保
 - 庁舎が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎を確保



教育・訓練、評価及び計画の見直し（PDCA）

1. 代替拠点への移転

- 総理大臣官邸が使用できない場合、①内閣府(中央合同庁舎第8号館)、②防衛省、③立川広域防災基地の順序に従い移転し、体制を整備(官邸機能が回復した場合には、速やかに官邸に戻る。)



(立川広域防災基地)

2. 各省庁の代替庁舎への移転

- 各省庁は、庁舎の使用が困難な場合、代替拠点に移転した場合等に、代替庁舎に移転

3. 今後の検討課題

- 更なる過酷事象を踏まえた東京圏外における官邸及び中央省庁の代替拠点の在り方について、既存施設活用等を念頭に置き検討